

平成23年7月12日  
第2299号  
毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報



## 目次

### 規 則

- 秋田県の景観を守る条例施行規則の一部を改正する規則（20・都市計画課）…………… 1
- 告 示
- 用途地域における建築の許可に係る公開による意見の聴取（319・建築住宅課）…………… 1
- 道路の供用開始（320・雄勝地域振興局建設部）…………… 1
- 公 告
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請（地域活力創造課）…………… 2
- 条件付き一般競争入札の実施（技術管理室）…………… 2
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出（山本地域振興局農林部）…………… 3

## 規 則

秋田県の景観を守る条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年七月十二日

秋田県知事 佐竹敬久

### 秋田県規則第二十号

秋田県の景観を守る条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県の景観を守る条例施行規則（平成五年秋田県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。  
第八条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十五号までを一号ずつ繰り上げる。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 秋田県告示第319号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第14項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行うので、同条第15項の規定に基づき、公告する。

平成23年7月12日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 意見の聴取の期日 平成23年7月20日 午後2時
- 2 意見の聴取の場所 大仙市大曲上栄町13番地62  
秋田県仙北地域振興局3階大会議室
- 3 許可しようとする建築物の建築の計画
  - (1) 建築物の用途 事務所（付属車庫を含む）
  - (2) 建築物の場所 大仙市大曲川原町9番地17

### 秋田県告示第320号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成23年7月12日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	稲庭高松線	湯沢市皆瀬字峠ノ沢65番6から56番2まで

- 2 供用開始の期日 平成23年7月12日
- 3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
  - (1) 場所 雄勝地域振興局建設部用地課
  - (2) 期間 平成23年7月12日から同月25日まで

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成23年7月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日  
平成23年6月15日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 秋田県南NPOセンター
- 3 代表者の氏名  
飼 田 一 之
- 4 主たる事務所の所在地  
横手市
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、市民自らの手による新しい社会のしくみ作りを目指し、市民活動のさらなる推進を図り、男女共同参画社会の推進と共に、豊かな市民社会の実現に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更内容  
役員の種別及び定数

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、公告する。

平成23年7月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 入札に付する事項
  - (1) 業務名  
平成23年度建設資材価格市況調査業務委託 GK23-YD
  - (2) 業務概要  
平成23年7月以降適用の秋田県設計資材価格の基礎資料作成業務
  - (3) 履行期限  
平成24年3月23日
  - (4) 業務場所  
別途指定する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格
  - (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 本店又は営業所を東北管内に有すること。
  - (3) 過去10年以内に秋田県内又は東北管内において、建設資材価格調査業務を元請として完了させた実績があること。
  - (4) 管理技術者は、建設資材価格調査業務に従事した経歴を有する者であること。
  - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く）でないこと。
  - (6) 社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く）であること。
  - (7) 当該契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 3 設計図書等を示す場所等
  - (1) 本業務に係る設計図書、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号  
秋田県建設交通部建設管理課技術管理室積算管理班  
(電話018-860-2419)

## (2) 交付方法

秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成23年7月12日（火）から同月20日（水）までの期間、(1)の場所において随時交付する。

## 4 入札執行の日時及び場所

平成23年7月22日（金）午前11時

秋田市山王四丁目1番1号 秋田県庁6階西フロア会議室

## 5 入札保証金

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）第160条及び第161条に規定するところによる。ただし、財務規則第162条各号のいずれかに該当する場合は免除する。

## 6 その他

## (1) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## (2) 入札の無効

財務規則第166条に規定するところによる。

## (3) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより決定する。

## (4) 契約書作成の要否 要

## (5) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書に記載された必要資料等を提出すること。

## (6) その他

詳細は、入札説明書による。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東雲原土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成23年7月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 退任理事の住所及び氏名

能代市向能代字トトメキ148番地

〃 竹生字竹生75番地

〃 比八田字十二ヶ村54番地

〃 磐字杉沢野76番地

〃 竹生字笹ノ台432番地

〃 真壁地字トトメキ沢525番地

〃 落合字落合22番地

平 澤 靖 夫

中 田 義 明

柴 田 誠

萩 原 勝 則

成 田 智

高 柳 金 男

田 村 豊

## 2 就任理事の住所及び氏名

能代市向能代字トトメキ148番地

〃 磐字杉沢野76番地

〃 竹生字笹ノ台432番地

〃 真壁地字トトメキ沢525番地

〃 落合字落合22番地

〃 比八田字十二ヶ村256番地

平 澤 靖 夫

萩 原 勝 則

成 田 智

高 柳 金 男

田 村 豊

洪 谷 孝 一

## 3 退任監事の住所及び氏名

能代市落合字上大野台239番地

〃 竹生字笹ノ台875番地

〃 比八田字十二ヶ村260番地

米 屋 正 志

佐 藤 一 夫

薄 田 仁

## 4 就任監事の住所及び氏名

能代市落合字上大野台239番地

〃 竹生字笹ノ台875番地

〃 比八田字十二ヶ村260番地

米 屋 正 志

佐 藤 一 夫

薄 田 仁

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL <a href="http://www.matsubarainsatsu.co.jp/">http://www.matsubarainsatsu.co.jp/</a>
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号